

芝公園だより

◆ 2023年8月21日から2023年9月20日までの間における送付文書や会議等の開催状況等についてお知らせします。

2023年8月

- 8月21日 ……………
- ▶e-roken flash 地域特性等調査を実施します
(ご協力をお願い)
登録会員あてに配信
- 8月22日 ……………
- ▶e-roken 全国大会 宮城 flash ランチョン受付
開始《予告》
登録会員あてに配信
- 8月23日 ……………
- ▶「2023年度『老人保健施設管理医師総合診療
研修会グループワーク』のWeb開催について(ご
案内)」(全老健第5-125号)
研修会受講者あてに送付
 - ▶第33回医道審議会保健師助産師看護師分科会
看護師特定行為・研修部会(厚生労働省)
標記部会に東憲太郎会長が委員として出席
- 8月24日 ……………
- ▶「2023年度『看取り研修会』のWeb開催につ
いて(ご案内)」(全老健第5-144号)
会員、支部長あてに送付
 - ▶「2023年10月開催予定の現地研修について(ご
案内)」
会員、支部長あてに送付
- 8月25日 ……………
- ▶令和5年度第10回正副会長会
当面の諸問題について検討
 - ▶令和5年度第5回常務理事会
第221回社会保障審議会介護給付費分科会、
第33回医道審議会保健師助産師看護師分科会
看護師特定行為・研修部会、令和6年度税制
改正要望書等について報告後、検討
 - ▶全老健FAXニュースvol.111、112
正会員、団体賛助会員、支部長、マスコミあて
に送付
 - ▶e-roken flash FAXニュースを配信しました
登録会員あてに配信
- 8月29日 ……………
- ▶「令和6年度税制改正要望書について」(全老健
第5-155号)
厚生労働省老健局老人保健課長あてに標記要
望書を提出(本誌p.35に掲載)

- ▶e-roken 全国大会 宮城 flash ランチョン 明日
受付開始!
登録会員あてに配信
- 8月29日～30日 ……………
- ▶2023年度BCP支援セミナー(群馬)
群馬県会員施設のBCP作成に係る担当職員を
対象に群馬県内にて開催
- 8月30日 ……………
- ▶第222回社会保障審議会介護給付費分科会(厚
生労働省)
標記分科会に東憲太郎会長が委員として出席
 - ▶e-roken flash 調査へのご協力をお願いします!
登録会員あてに配信
- 8月31日 ……………
- ▶令和5年度第1回研修委員会・看護ケア部会議
看護職員研修会、オンデマンド研修の考え方
について検討
 - ▶e-roken <第459号> 各種調査へのご協力
をお願いします!
登録会員、登録申込者あてに配信

2023年9月

- 9月1日 ……………
- ▶「令和5年8月末日現在公益社団法人全国老人
保健施設協会正・準会員加入・申込状況等の
送付について」(全老健第5-156号)
会員、支部長あてに送付
- 9月8日 ……………
- ▶令和5年度第11回正副会長会
当面の諸問題について検討
 - ▶第223回社会保障審議会介護給付費分科会(厚
生労働省)
標記分科会に東憲太郎会長が委員として出席
- 9月11日 ……………
- ▶第32回令和5年度全国地域包括・在宅介護支
援センター研究大会(主催:社会福祉法人全国
社会福祉協議会、全国地域包括・在宅介護支
援センター協議会)
北海道内で開催された標記大会に三根浩一郎
副会長が出席
- 9月12日～13日 ……………
- ▶2023年度BCP支援セミナー(山口)

山口県会員施設のBCP作成に係る職員を対象に山口県内にて開催

9月14日 ……………

▶令和5年度第1回研修委員会

令和5年度研修事業、看護ケア部会において議論になったオンデマンド研修について報告後、検討

9月14日～15日 ……………

▶2023年度BCP支援セミナー（大分）

大分県会員施設のBCP作成に係る職員を対象に大分県内にて開催

9月15日 ……………

▶第224回社会保障審議会介護給付費分科会（厚生労働省）

標記分科会に東憲太郎会長が委員として出席

▶令和5年度第2回大会検討委員会

第34回全国介護老人保健施設大会宮城、今後の全国大会、今後の全国大会の在り方について報告後、検討

▶令和5年度第3回事故検討会

事故事案について検討

▶e-roken <第460号> 各種調査へのご協力をお願いします！

登録会員、登録申込者あてに配信

▶e-roken 全国大会 宮城 flash 演題採択通知を送付しました


登録会員あてに配信

全老健
施設紹介サイト

情報ご登録のお願い

全老健ホームページのトップ画面では、施設紹介および会員施設検索が可能です。また、全老健施設紹介サイトでは、施設類型【超強化型・在宅強化型・加算型】、提供サービス等【訪問リハビリ・短時間通所リハビリ・認知症短期集中リハビリ】ごとに会員施設を探せる「施設リスト」と「マップ」を掲載しています。

施設リスト



情報登録はこちらから。


※ログインには、
会員番号とパスワードが
必要です。

登録をすると

登録施設は、
類型別、提供サービス別に
施設リストが表示されます。


こちらをクリックすると
マップが表示

提供サービス別リスト



※会員番号・パスワードがご不明な方は、「ログイン」→下にスクロール「施設紹介サイトへの問合せ」より、お問合せください。

マップ

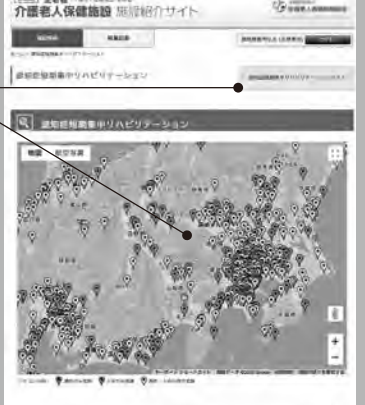


マップでは、類型別、
提供サービス別に
色分けされ施設の
位置が表示されます。

ここからも、施設
リストは表示されます

施設類型、
提供サービス等
の情報は各施設で
ご登録ください。

施設の写真や紹介文を
掲載することが可能です。



https://www.roken.or.jp にアクセス!!
ホーム画面から「介護老人保健施設 施設情報サイト」をクリック

お問合せ：総務部情報管理課
E-mail : info@roken.or.jp TEL : 03-3432-4165

令和6年度税制改正要望書を提出

全老健は8月29日、厚生労働省老健局の古元重和老人保健課長あてに、「令和6年度税制改正要望書」を提出した。

全老健第 5-155 号
令和 5 年 8 月 29 日

厚生労働省老健局
老人保健課長 古元重和 殿

公益社団法人全国老人保健施設協会
会長 東憲太郎

令和6年度税制改正要望書

消費税

1. 介護保険サービスの提供にかかる消費税について抜本的に解決すること

(理由)

平成元年4月1日施行の消費税法においては、社会政策的配慮から、介護保険サービスの提供及び社会保険医療の給付等は原則非課税取引とされました。そのため、各事業者が支払った消費税については、仕入税額控除が認められず、事業者が消費税の負担者になるという、多段階課税方式をとる消費税法に沿わない取扱いがされてきました。介護保険サービスの提供や社会保険医療の給付等は、その価格が公定とされており、消費者に消費税相当額の転嫁をすることが出来ず、発生した控除対象外消費税等が事業者のコストとなり、これが経営上の大きな問題となっています。当協会による介護老人保健施設における消費税負担額調査でも、控除対象外消費税等の負担が経営に大きな圧迫をもたらすとの結果が認められました。

そこで、介護保険サービスの提供に係る消費税の取扱いについて、介護老人保健施設の適正な経営が維持されるよう原則課税とするなど抜本的解決を強く要望いたします。なお、その場合、利用者本人の負担が増加しないような措置も合わせて要望いたします。

法人税

2. 介護老人保健施設用建物等の耐用年数の短縮をすること

(理由)

平成10年度税制改正で、平成10年4月1日以後に取得する建物について、定率法による償却方法が認められなくなり定額法による償却方法のみとされました。更に平成28年度税制改正で、建物附属設備及び構築物の償却方法も定額法のみとされたことから、設備投資の初期段階での減価償却費が従前に比べ小さくなり、設備投資の回収速度が低下しています。そのため、介護老人保健施設を建設する際の借入金の返済能力が低下して、経営を圧迫する要因となっています。そこで、介護老人保健施設の用に供される建物等（鉄骨鉄筋コンクリート又は鉄筋コンクリート造）の耐用年数を39年から31年に短縮することを要望いたします。

また、上記1. で掲げた介護保険サービスの提供にかかる控除対象外消費税問題に関連して、控除対象外消費税の補填を公定価格の見直しにより行う場合には、それをより精緻化する観点から、介護老人保健施設用建物等（鉄骨鉄筋コンクリート又は鉄筋コンクリート造）の耐用年数を39年から31年に短縮して計算された減価償却費相当額に、建物等に係る大規模修繕等の修繕費相当額を加算して算定することを要望いたします。

3. 地域包括ケアシステム実現に資する建物等の投資減税がされること

(理由)

平成31年度税制改正において、「地域医療構想に向けた再編等の推進」の観点で、「構想適合病院用建物等」について2年間の時限措置として8%の特別償却が認められ、その後令和7年3月31日まで延長されています。介護老人保健施設においても、地域包括ケアシステム実現の立場から、建物等を新築・改築、増築、転換することが見込まれます。そこで、介護老人保健施設用建物等についても、病院用建物等と同等の特別償却制度が創設されることを要望いたします。

4. 新型コロナウイルス感染症を含めた新興感染症対策関連の下記取引につき税制措置がされること

- ①介護老人保健施設が受け取る補助金等につき法人税非課税とすること
- ②介護老人保健施設になされた寄附につき、寄附者の所得控除、損金算入枠の拡大、介護老人保健施設の受贈益を法人税非課税とすること
- ③介護老人保健施設が行う設備投資につき、税額控除、即時償却又は特別償却を可能とすることとし、固定資産税等を非課税とすること

(理由)

2類相当とされていた新型コロナウイルス感染症が感染症法上5類に移行されましたが、施設では利用者及び職員に感染者が出ないように、必要な物資の購入や設備投資を行い、細心の注意を払いながら運営を行っています。それでも利用率の低下など、経営環境が悪化しています。介護老人保健施設が地域の中でサービス提供を維持するためにも、介護老人保健施設に対する税制上の支援が求められます。また今後も新たな感染症が発生する恐れもあります。そこで、新型コロナウイルス感染症を含めた新興感染症対策としてなされた補助金等、寄附、設備投資等について税制措置を要望いたします。

事業税

5. 食事及び居住に要する費用に係る事業税非課税の明確化がされること

(理由)

介護保険制度見直しの一環として、平成17年10月から、食費は利用者の全額自己負担、居住費の一部が自己負担化されました。この食費・居住費は、平成18年3月31日厚生労働省告示第249号「厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等」によらない利用料、すなわち利用者が選定できない介護サービスであって、介護保険適用外となっても、その性格は、いわゆる「自費」とは明らかに性格を異にするものです。

介護保険制度施行前の平成11年度まで、食費が利用者の全額自己負担であった時期においても、この食費にかかる収入は社会保険診療として計算し、事業税の課税対象ではありませんでした。

食費が全額自己負担化されたこと、また、居住費の一部が自己負担化されたことをもって、事業税の対象範囲が変更されたと判断されることがないよう、地方税法第72条の23第3項第4号「同法の規定により定める金額に相当する部分」の次に、括弧書きで（相当する部分には、食事の提供に要する費用、居住に要する費用を含む）を追加し、事業税の計算の明確化を要望いたします。

固定資産税、償却資産税及び不動産取得税

6. 地域包括ケアシステム構築を担う介護老人保健施設用建物及び設備等に係る固定資産税、償却資産税及び不動産取得税の減額措置が創設されること

(理由)

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築が求められています。

この地域包括ケアシステム構築において、在宅医療・介護の場となるサービス付き高齢者向け住宅の供給促進が必要との観点から、新築のサービス付き高齢者向け住宅に係る固定資産税及び不動産取得税については、一定の要件のもと減額措置が時限的に設けられています。これと同等に、地域の拠点として地域包括ケアシステム構築の一翼を担う介護老人保健施設用建物及び設備等についても、新築の際、固定資産税、償却資産税及び不動産取得税について減額措置が創設されることを要望いたします。

7. 介護老人保健施設における介護DXへの対応及び省エネルギー対策への設備投資等に係る固定資産税、償却資産税の非課税措置が創設されること

(理由)

介護業界における人材不足の解消は喫緊の課題です。その解消のためにも介護DX（デジタル・トランスフォーメーション）の実現は国が推進する重要な施策であります。この施策へ対応するために介護現場では、ICT機器や介護ロボット等の導入時に大きな負担が生じています。国の推進する施策であるならば、本来その費用は全額国費とすべきと考えます。現在、地域医療介護総合確保基金等による介護ロボット・ICT機器導入の補助金が交付されていますが、その補完する施策として介護現場におけるデジタル化等に資する設備投資並びにシステム投資を支援する税制措置を要望します。

また、近年の電気・ガス等のエネルギー価格の高騰によって必要コストが上昇し、国が定める公定価格により経営する介護老人保健施設は、経営状況が大変厳しい現状があります。このような状況において、施設が行う省エネルギー効果の高い設備投資（建物附属設備、構築物、器具備品）について、固定資産税、償却資産税について非課税措置の創設を要望いたします。

以上

食材料費・光熱費等の物価高騰に対する 財政支援に関する要望

全老健は10月5日、武見敬三厚生労働大臣あてに、公益社団法人日本医師会等9団体と、「食材料費・光熱費等の物価高騰に対する財政支援に関する要望」を提出した。

令和5年10月5日

厚生労働大臣
武見 敬三 殿

公益社団法人日本医師会
会 長 松本 吉郎
一般社団法人日本病院会
会 長 相澤 孝夫
公益社団法人全日本病院協会
会 長 猪口 雄二
一般社団法人日本医療法人協会
会 長 加納 繁照
公益社団法人日本精神科病院協会
会 長 山崎 學
一般社団法人全国医学部長病院長会議
会 長 横手 幸太郎
公益社団法人全国老人保健施設協会
会 長 東 憲太郎
公益社団法人全国老人福祉施設協議会
会 長 大山 知子
公益社団法人日本認知症グループホーム協会
会 長 河崎 茂子
一般社団法人日本慢性期医療協会
会 長 橋本 康子
(公 印 省 略)

食材料費・光熱費等の物価高騰に対する財政支援に関する要望

今般の食材料費、光熱費等の物価高騰は、賃金の上昇とも相まって広く国民に大きな影響を及ぼしているのみならず、医療機関・介護事業所等にも大きな影響を及ぼしております。

「経済財政運営と改革の基本方針2023」においても「物価高騰・賃金上昇、経営の状況、支え手が減少する中での人材確保の必要性、患者・利用者負担・保険料負担への影響を踏まえ、患者・利用者が必要なサービスを受けられるよう、必要な対応を行う。」とされており、診療報酬、介護報酬という公定価格により運営する医療機関・介護事業所等が、物価高騰・賃上げに対応するには十分な原資が必要です。

物価高騰への対応については、地方創生臨時交付金（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金）による措置も講じられたところですが、都道府県等の対応によって地域でばらつきがあり、手元に届くまでに一定の期間を要する等、十分なものとは言えず、足下の物価高騰・賃金上昇に対応するには、さらに緊急の支援が必要です。特に、入院中の食事療養費は、約30年間据え置かれ、もはや、経営努力のみでは食事療養の提供が極めて困難な状況であり、別途、補助金で特段の支援が必要です。

そこで、物価・賃金の上昇下においても、患者・利用者の負担に配慮しつつ、安心・安全で質の高いサービスの提供を継続できるよう、緊急の経済対策として以下の支援を要望します。

1. 入院患者・入所者への食事療養等に対する補助金での財政支援
2. 医療機関・介護事業所等における光熱費等の物価高騰に対する交付金での財政支援の継続